

デュアルシステムの職業教育経営の実際 —若干の企業における職業訓練計画の実践に即して—

寺 田 盛 紀

Dr. Moriki TERADA
Professor, School of Education, Nagoya University

Actual Condition of the Vocational Education Management of the Dual System in Recent Germany — Focused on vocational training planning and its practice in some firms —

In this article, I try to verify the existence and the actual situation of the German Dual System for vocational education through my empirical investigations in some German firms.

Topics are the following.

1. The Vocational Training Law of the year 1969 and the training order for curriculum making.
2. Curriculum planning in the academic research for the vocational and work education (Berufs-und Arbeitspadagogik).
3. Linde corporation factories in the suburb of Munich.
4. AEG/SIGNUM Co. Ltd.
5. Attached training center of Technology University Berlin.

Through my analytical investigation, firstly, I can conclude that German dual system depends on the planning activities of training staff who have a lot of knowledge and their practical abilities.

Secondly, curricula of the dual vocational training are managed and planned according the discipline, occupation (Beruf), training grade (stage) and personal achievement of trainee.

Finally, it is so efficient didactically for trainers or training planners to use some planning tables (schedule) and job sheet for training in the usual office or factory.

はじめに

本稿は、ドイツの資格制度に関する調査研究¹⁾に続き、企業での職業・実習訓練と就学義務制の職業学校教育とからなる、デュアルシステム職業教育の実証的研究の一環として、前者の教育訓練課程経営の実態を、企業レベルの計画・実践活動に即して検討しようとするものである。

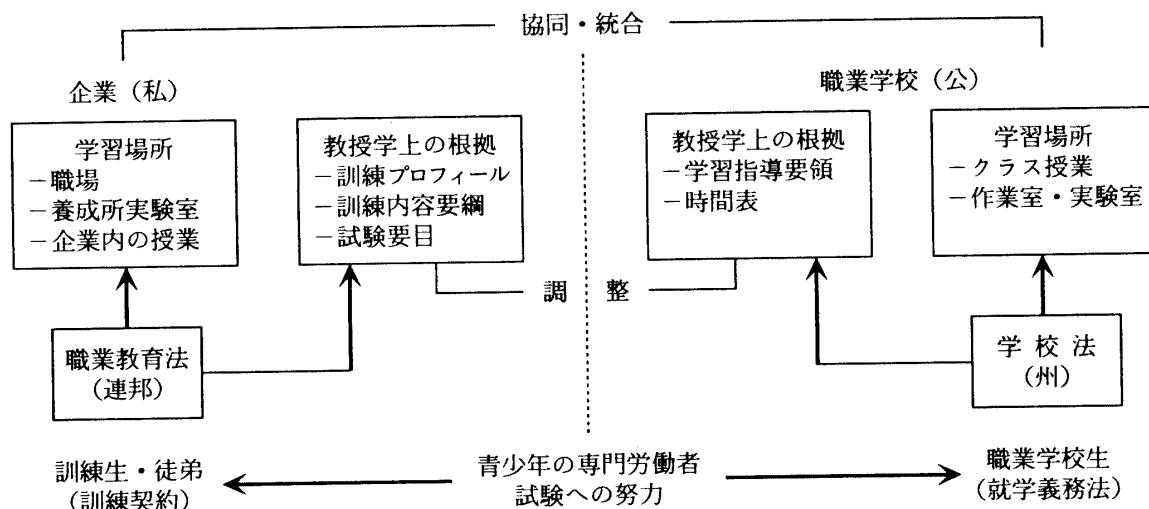
我が国では、ドイツのデュアルシステムに関して、筆者らの研究²⁾を含め、そのシステム（制度）構造の形成・変容の問題に主要な関心が寄せられ、教育と訓練そのものの実態（教育訓練課程の実際のいとなみ）については、久本の労働経済学視角からの調査研究³⁾を除き、ほとんど関心が寄せられなかった。このことはドイツでもあまり変わりはないようであり、ドイツの主要な職業教育学者の寄稿からなる近年の代表的な職業教育専門書⁴⁾にせよ、またA.リップスマイヤーやW.-D.グライネルトら、代表的職業教育学者の2つの還暦記念論集⁵⁾にせよ、システムや授業理論の研究はあっても、教育訓練の実際についての成果がほとんどみられない。教育・訓練は職業学校や企業の教師・

指導員に委ねられており、そのような実務レベル問題など研究の対象にならないということなのだろうか。

ところが、そうともいえないようである。実務レベルの問題はアカデミックな職業教育学界ではそれほど問題にされないけれども、教育訓練を担う教師・指導員の養成のレベルや、現場での教育訓練の組織化過程で研究されることはごく普通のことのようである。実務レベルの教育訓練の実態を全面的に捉えるには、実際の授業や実習の観察・分析が必要であるが、そのことは今後の筆者の課題としつつ、ここではさしあたり企業の職業訓練課程経営の実態を、訓練の組織化・計画活動とその実践的運営の側面に即して検証する。

1. 職業教育法における訓練計画・内容の規定

現場での実際の訓練内容・計画は、どのように手順化・具体化されているのだろうか。まず、デュアルシステムの教授学的および教育訓練内容の管理・運営関係を図1に示す。企業での職業教育訓練計画の部分は、歴史的には「営業の自由」や「経済の自治」の問題として扱われてきたが、今日ではそれに労働法制（労働権）的因素が加わり、連邦職業教育法（Berufsbildungsgesetz vom 14. August 1969）⁶⁾によって大枠の規制を受ける。



(Rolf Arnold 1996 S.77., Münch, 1994からの引用)

図1. デュアルシステムの構造図

(1) 法の適用範囲・原則

ドイツのデュアルシステム職業教育、企業ないし経済団体（会議所等）が分担する部分、すなわち「職業訓練（Berufsausbildung）、職業向上教育（berufliche Fortbildung）、職業再教育（berufliche Umschulung）」を意味する職業教育（Berufsbildung）（第1条1）に対しては、「各州の学校法に従う職業教育諸学校で実施されない限り」（第2条1）、上記の職業教育法が適用される。この職業教育は通常、雇用主と徒弟（訓練生）との間の職業訓練契約（Berufsausbildungsvertrag）の締結によって成立するが、その契約には「その本質と目的において適合する限りにおいて労働契約に効力を有する法規ならびに法原則が適用される」ことになっている（第3条2）。職業訓練の

労働関係的側面、私法的側面が労使協定、労働協約の対象となる所以である。

(2) 訓練の規則とその作成

同法第25条は、連邦各地で実施される公的職業訓練について、連邦経済大臣ないし各分野の担当大臣が連邦教育科学大臣と協議して（各州の専門別職業学校の指導要領と調整して）訓練規則（Ausbildungsordnung）を定めるべきことを規定している。その内容として、第1に認定養成職種の名称、第2に訓練期間（但し2から3年以内）、第3に訓練の対象となる技能、知識（訓練プロフィール：Ausbildungsberufsbild）、第4に技能、知識の時間編成（訓練内容要綱：Ausbildungsrahmenplan）、そして、第5に専門労働者などの資格試験（修了試験）の要件（シラバス）が上げられている。

職業教育法第26条は、訓練の内容（プロフィール）ごと、時間ごとの計画（要綱）を具体化するにあたって、本法が規制する職業教育は、段階訓練（Sufenausbildung）でなくてはならないこと、教育学的な順序性に従うべきことも定めている。すなわち、「第1段階においては職業基礎教育が後続の職業専門教育の幅広い基礎として」授けられ、「それに続く段階では、一般的職業専門教育ができるだけいくつかの専門方向に共通の職業訓練を」継続し、「さらに続く段階で特殊専門職業教育が有資格職業活動の行使のために授けられる」（同条第2から第4項）。

(3) 訓練の管理・監督機構と計画主体

問題は訓練の監督や現場での運営主体についての扱いである。まず、州ごとに労・使・政同数の職業教育委員会が設置され（第54条1）、そこでは「学校職業教育と本法による職業教育の間の協同、学校制度の再編と継続発展にあたっての職業教育の役割」について考慮がなされる。

職業訓練の実施監督は、地区ごとの会議所（商工会議所、手工業会議所など「所管当局」）内に設けられる職業教育委員会（労組、使用者、職業諸学校教師の代表、各6人で構成）が行う（第56条）。修了試験もこの機関が実施監督することになる。

個々の職場等での訓練の計画はもちろん、各企業（の人事部局）に、また具体的な計画と実施は会議所の指導員（Ausbilder）資格の試験に合格した者に委ねられる。指導員は、(1) 人格適正を有し、(2) 反法規的行動がなく、(3) 専門適正、すなわち「1. 必要な職業技能、知識ないし職業教育学および労働教育学の知識を有する」者（第20条）であることが条件づけられる。

2. 職業・労働教育学における訓練計画

(1) 職業・経済教育学の対象領域

それでは、現場の訓練担当部局（者）に委ねられる訓練課程の計画や経営の問題は、学問のレベルでは、また教育学の問題として、どのように位置づけられているのだろうか。

ドイツでは職業教育（工業技術分野、家政・保育・社会福祉などの分野の職業教育）学ないし経済教育（商業・経営管理分野の職業教育）学、あわせて職業・経済教育学（Berufs-und Wirtschaftspädagogik）なる教育学の一分野が、デュアルシステムを含む職業教育の諸現象を研究対象にしている⁷⁾。現代ドイツの職業教育学者の多くは、工科大学（Technische Universität）の教員養成課程ないし教育大学（Pädagogische Hochschule）の講座関係者である。つまり、彼ら

は主として職業学校 (Berufsschule) の教職志望者 (学生)、現職教師、そして彼らの同業者に対して、職業教育学なり経済教育学を論じているわけである。

その職業・経済教育学の代表的学者の一人であるシェルテン (Schelten, A.) は職業教育学の個別ディシプリンとして、つぎのような分野をあげている (7-S.36)。すなわち、一般職業教育学、職業学校教育学、企業・労働教育学、比較職業教育学、専門 (教科) 教授学、職業リハビリテーション学、第三世界の職業教育学である。そこでは、比較職業教育学と第三世界の職業教育学との関係については論じられていないけれども、職業学校教育学と区別して企業・労働教育学 (Betriebs- und Arbeitspädagogik) が位置づけられている。企業における教育一般と労働の教育学が、ともかく学問研究の課題とされているわけである。

シェルテンが企業・労働教育学と呼んでいるものは、上でみた、職業教育法の指導員適正規定 (第20条) にいう、職業・労働教育学 (Berufs-und Arbeitspädagogik) にあたる。職業・経済教育学の書物がおもに職業学校教育を念頭におき、企業での職業訓練を除く形で書かれているのに対して、職業・労働教育学と題する文献は、たいてい、企業における職業訓練指導員 (Ausbilder) 向け、ないし現場経験者が受験する指導員適正 (資格取得) 試験 (商工会議所、手工業会議所が実施) の教科書として体系化されている。R.-H. シャーパー⁸⁾ の文献、アーノルド (Arnold, R.) らの文献⁹⁾ などがそうである。

(2) 訓練計画の主要段階

アーノルドは訓練生の採用 (実施) に関して、つぎの10の段階に計画手続きを整理している (R.Arnold, 1996.S.80-81)。

1. 訓練職種と採用訓練生数の確定。
2. 企業 (訓練施設) の適正、指導員ないし協力者の訓練資格。
3. 訓練規則の調達 (会議所、専門取次店)、訓練内容の検討。超企業ないし企業外訓練の可能性、個別訓練部分の他企業との協力の可能性の検討。訓練規則による内容上、時間上の編成 (表) の作成。
4. 職業訓練契約の会議所への請求。所定事項 (労働時間、休暇、手当等) の明確化。
5. 訓練席 (Ausbildungsplatz) 志願者の募集
6. 採用手続きの準備、計画、実施
7. 志願者の選抜、契約の締結
8. 所定の事項を記入の上署名された訓練契約書に訓練の時間、内容上の計画、医師の証明書、診断書を付して会議所に送付
9. 所管の職業学校と健康保険組合に訓練生の登録
10. (訓練終了後の) 訓練証明書の用意、訓練生への交付

また、シャーパーらは、「企業の訓練計画の作成例」として、つぎの7段階に手順化している (1991,S.110)。

1. 企業の訓練席分析 - 職能領域 (職種) の列挙と訓練席の選択 : 製造、組立、検査部門、監視・保全など。
2. (連邦の訓練規則にもとづく) 訓練要綱を利用し、専門的観点から訓練内容の進行順を編成する (内容編成)。

3. 共通職能（職種）の知識、技能を該当職能領域（職種）に組み込み、訓練内容要綱の時間数を基礎に配置計画を作成する（時間編成）。
4. 適切で、必要な学習場所の指定。
5. 専門的かつ教育学的に適正な訓練補助員の確保。
6. 職業学校の学習指導要領の参照。
7. 筆記及び口頭試験の課題への方向付け。

(3) 訓練課程・訓練生ごとの訓練計画（配置計画）

本稿の主要な関心事項は、アーノルドの訓練計画の第3段階、シャーパーらの手続きの第2、第3、第4段階に属する訓練課程の計画・実践に関する部分である。アーノルドは、企業の訓練計画の核心として、「訓練内容要綱を企業の特殊事情に応じて具体化すること、訓練生ごとの配置計画（Versetzungsplan）、つまり「訓練生が様々な学習場所・訓練施設を渡り歩き、各学習場所での訓練の内容、期間を定めた順序を決める」ことをあげている（1996, S.83）。

他方、シャーパーらは、「企業の訓練計画は、個々の訓練生のために個別訓練計画に置き換えられる。そのために、指導員は必要時間と会社に特有の学習場所の進行順序を決めなければならない」とした上で、以下のような、自ら開発した企業訓練の内容編成の手順を示している（1991, S. 222）。なお、これらの計画には、1訓練年次に3人程度の少人数の計画、8人以上程度の多人数の統一配置計画、訓練生によって訓練配置場所がことなる個別計画の3つに類型化される（S.226ff）。

第1歩：訓練要綱、訓練職種プロフィールからあらゆる技能、知識を分野ごとに表に抜き出す。

第2歩：企業の訓練場所を選び、それぞれの場所で授けられる技能、知識をあげ、訓練生が出会う順序（訓練段階、訓練期間順）に並べ替える。

第3歩：当該訓練期間中の目標には×を印す。他は点を打つ。

第4歩：訓練要綱を参考して各訓練場所ごとの訓練に必要な時間を決める。

職業学校の通学形式（週1回ごとか、ブロック通学か）をその際考慮する。

そこで、以下では、1996年から1997年にかけて筆者が行った3か所の訪問調査・ヒヤリングの事例（資料）に即して、シャーパーがいう第2パターンの事業所（年次ごと、職種ごとの訓練席が多人数）の養成職種と訓練内容編成、訓練計画などについて検討する。

3. リンデ株式会社（Linde AG）の訓練計画と運営の実際

ヴィースバーデンに本拠を置く同社は、1879年に設立された設備工業・ガス製造企業であり、1995年現在の従業員数が30,068人にもものぼる巨大企業である。関連会社も3つ持っている。

ミュンヘン市郊外のウンターシュライスハイム（Unterschleisheim）のSバーン・ロー ホーフ（Lohhof）駅近くに、同社の工業ガス製造工場（ロー ホーフ工場）がある。同工場のガス輸送車修理工場の2階に、人事部門管轄の養成所（Lehrwerkstatt）がある。この施設の指導員兼訓練管理者はDressel氏である。彼は、指導員兼所長になるまではテヒニカーであった。

(1) 訓練職種・訓練生数

ここでの養成職種は機械運転技術専門・工業機械工（Industriemachaniker<in>-Fachrichtung

Betriebstechnik) であり、訓練生数は第1から第4訓練年（半年間）までを合計して21人とのことであった。

(2) 訓練生の募集

訓練生募集用のチラシをみると、数学と物理が良以上の成績の基幹学校修了証所持者が訓練契約の対象となっている。

1996年3月、バイエルン化学工業労働協約により訓練手当（Ausbildungsvergütung）は第1訓練年が月1010 DM、第2訓練年が1097 DM、第3訓練年が1225 DM、第4訓練年が1344 DMとされている。ちなみに、賃金協約の給料表によると、不熟練労働者の1年目の給料は月2989 DM、熟練（有資格）労働者の1年目は3418 DMである。

その他、訓練生に対して、休暇手当として年836 DM、優良な訓練生にはさらに78 DMが支給される。さらに、職業学校（Berufsschule）への通学のための交通費補助、廉価な食事（食堂）、作業服の支給、健康保険加入や企業従業員評議会（Betriebsrat）青少年代表制度の権利などが保証されている。

(3) 連邦訓練規則・要綱と訓練内容

機械運転技術専門・工業機械工およびその隣接職種である生産技術者の訓練は、他の諸職種と同様、職業教育法第25条（訓練規則）第4項（技能・知識の内容・時間編成）に基づき作成された当該職種（群）の職業訓練規則及び訓練計画要綱に従い、厳格に実施される。

運転技術専門・工業機械工職業訓練規則¹⁰⁾の第3条によると、この職種を含む6つの金属工業職種の3年間にわたる訓練段階（職業教育法第26条で規定）が示されている。1年目は金属職業分野共通の基礎訓練、2年目の前半は専門基礎訓練（工業機械工と工作機械工、切削機械工と組立機械工がそれぞれ共通内容、装置機械工と自動車機械工は独自内容）、2年目の後半は各職種ごとの訓練、3年目以降は職種内の個別専門分野ごとの訓練となっている。

(4) 個人別実施計画（訓練配置計画）

図2は、養成所（LW）での基礎訓練と同工場の各職場での専門訓練の1997／98年度計画表（生徒ごとの週別訓練場所配置表）である（但し第11週から第35週は省略）。9月の第1週曜日から第1訓練週が始まり、8月の第4週で訓練年度が終了する。図が示すように、養成所は段階訓練の基礎訓練ないし2年目の専門基礎訓練を担当する。訓練生は、2年目以降の専門訓練の段階（各専門職場での訓練）でも必要に応じて、養成所に戻る。4年目の半年のうち、後半の大半は商工会議所の所管する専門労働者の資格試験の準備を養成所で行う。2年目以降の専門基礎ないし専門分野ごとの特殊訓練は各職場の熟練労働者に委託され、大きな職場では作業場のコーナーに設けられた特別訓練職場（Ausbildungsstatt）で行われている。

Innerbetrieblicher Durchlaufplan / gewerbliche Ausbildung 1997/98

名前 KW (カナジーネ)

1年次		2年次		3年次		4年次	
1. Ausbildungsjahr	36	37	38	39	40	41	42
A	LW	LW	LW	S	LW	LW	S
B	LW	LW	LW	S	LW	LW	S
C	LW	LW	LW	S	LW	LW	S
D	LW	LW	LW	S	LW	LW	S
E	LW	LW	LW	S	LW	LW	S
2. Ausbildungsjahr	36	37	38	39	40	41	42
Di	LW	VBR-S	VBR-S	S	VBR-S	VBR-N	S
Kr.	VBR-A	LW	VBR-A	S	VBR-A	VBR-S	S
Rö	VBR-N	VBR-H	LW	S	ACG-Z	ACG-Z	S
Sa	VBR-P	VBR-P	S	VBR-P	LW	S	VBR-P
Wö	ACG-Z	ACG-Z	S	VBR-P	VBR-P	S	VBR-P
3. Ausbildungsjahr	36	37	38	39	40	41	42
Ed	RZA-K	RZA-K	VBR-N	S	VBR-A	VBR-A	S
Gr	AMV	AMV	VBR-A	S	VBR-S	VBR-S	S
Nu	VBR-A	VBR-A	RZA-K	S	LW	VBR-N	S
Pi	VBR-P	VBR-P	AE-W	S	AE-W	VBR-S	S
Su	AE-W	AE-W	AMV	S	AMV	VBR-N	S
4. Ausbildungsjahr	36	37	38	39	40	41	42
Ca	LW	VBR-A	ACG-M	ACG-M	VBR-P	VBR-S	LW
Co	VBR-S	LW	VBR-N	ACG-Z	AE-W	ACG-M	VBR-P
Da	VBR-S	VBR-S	LW	VBR-N	VBR-P	ACG-Z	ACG-M
Ha	U	U	U	VBR-P	VBR-S	VBR-A	LW
Mo	U	U	LW	ACG-Z	VBR-S	VBR-P	VBR-N
Pe	ACG-M	ACG-M	VBR-S	VBR-S	LW	VBR-P	VBR-S

略号

AE-W (Sondergasse : 特殊ガス工場) ACG-Z (Versuch Allgemeine Montage : 略成所) ACG-M (Versuch Allgemeine Montage : 一般組立作業実験) ACG-Z (Versuch Allgemeine Zerspannung : 一般的切削実験) AMV (Versuch Schneid-Schweißtechnik : 切断・溶接技術実験) DR (Der Reserve : 备備) PBUE (Betriebslektiker : 電気機械運転作業) RZA-K (Kundende Montage : 注文組立作業) S (Schule : 職業学校選手) SOI (Betriebsanalysen : 作動分析) U (Urlaub : 休暇) VBR-A (不詳) VBR-M (Allgemeine Reparatur : 一般修理作業) VBR-N (Neufertigung : 新製品製作) VBR-P (Pumpenwerkstatt : ポンプ工場) VBR-S (Soderwerkstatt : 特別訓練職場)

図 2. リンデ AG の企業内工業訓練実施計画 (1997/98)

Ausbildung Industriemechaniker/ Betriebstechnik
工業機械工/作動技術の訓練

Ausbildungsablauf und Lernzielvorgaben für die Betriebsabteilung Betriebsanalysen SQL

Auszubildender:
新川東生名

Ausbildungsjahr: 2
2年次

Dauer (Arbeitstage)		期間
vorgesehen	15	予定15日
anwesend		出席

Ausbildungsbeauftragter:
新川東生名

Hr. Schraub

Abteilungsleiter:
新川東生名

Hr. Wieberger

Durchgeführte Maßnahmen ankreuzen

Einweisung in die Betriebsabteilung 各部門での指導項目		durchgeführt 実施
1	Vorstellung des Mitarbeiters durch den zuständigen Vorgesetzten	上司による協同作業者の紹介
2	Erklärung des Aufgabenbereichs der Betriebsabteilung	当該部門の作業範囲の説明
3	Zuweisung des Arbeitsplatzes	仕事場の割り当て
4	Erklärung der von dem Auszubildenden auszuführenden Tätigkeiten	新規生の活動の説明
5	Sicherheitsunterweisung	安全指導

Zu vermittelnde Qualifikationen 紹介すべき資格

知識の習得 開拓実行 必要の確認

Berufsbild	Fertigkeiten und Kenntnisse 技能・知識	Kenntnisse vermittelt	praktisch durchgeführt	sollte nachgeholt werden
Nr. 2/2	Arbeitsfolgen für allgem. Reparaturarbeiten im Edelgasebereich planen (ca. 5Tg.) エネルギー供給の一般修理作業の計画(約5日)			
Nr.: 2/10	Gasanalysegeräte montieren (ca. 10Tg.) ガス分析装置組立(約10日)			

Folgende Qualifikationen wurden zusätzlich vermittelt / Bemerkungen その他指導事項

Datum:

Ausbildungsbeauftragter:

Auszubildende/r:

Diesen Nachweis, zusammen mit dem Berichts- u. Beurteilungsbogen, gibt der Auszubildende beim Ausbildungsleiter ab.

図3. リンデ AG の訓練内容指示シート

訓練計画が内容別に作成されるのは当然としても、職場ごと、生徒ごとに詳細にスケジュール化されるのは、養成所ないし各職場、さらに専門ごとの地域職業学校の教育・訓練キャパシティ（建物と人員）の問題を配慮しなければならないからである。企業の施設・職場にせよ、学校にせよ、同じ日に全訓練年の訓練生（生徒）がやってくることを回避しないと、デュアルシステムは成り立たない。図3（SQI）は、図2にある第2訓練年生用の作動分析（職場）での訓練内容指示シートである。下段の「身につけさせる資格（技能・知識）」の職業プロフィール（番号）とその内容は上記連邦規則に一致している。

4. AEG/SIGNUM職業教育・訓練・相談有限会社

ドイツでは最も古い電気機械製造会社の1つであるAEG（Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaft）コンツェルンは教育訓練の専門会社を持っており、エッセン、フランクフルトa.M.、グリューンベルグ、ヘニヒスドルフ、そしてベルリンで教育センターを経営している。そのうち、ベルリン教育センターの仕事は、養成訓練（デュアルシステム）、継続教育、企業の人事・組織開発の相談など広範囲にわたるが、ここではもちろん、デュアルシステムに関わる職業訓練について検討する。

(1) 訓練職種・訓練生

まず、当訓練会社の養成訓練職種は、図4の第3列にあるように、工業系（Gewerblich）の電気技術（Elektrotechnik）職群では、電気機械組立工（Elektromaschinenmonteur/-in:ELMM）、設備技術専門のエネルギー電気工（Energieelektroniker/-in:EEAN）、生産技術専門（IEPR）と装置技術専門（IEGE）の各工業電気工（Industrielektroniker/-in）、通信技術専門（KEFU）のコミュニケーションテヒニカ（Kommunikationstechniker/-in）、工業系の金属技術（Metalltechik）職群では生産技術専門（IMPR）、機械・システム技術専門（IMMS）、機械運転技術専門（IMBE）、装置・精密技術専門（IMGF）の各工業機械工（Industriemechaniker/-in）、穿孔・成形技術専門（WMSU）の工作機械工（Werkzeugmechaniker/-in）、旋盤技術専門（ZMDR）、フライス盤技術専門（ZMFR）、研削盤技術専門（ZMSF）からなる各切削機械工（Zerspanungsmechaniker/-in）、精密金属組立専門（KMFE）の機械組み立て工（Konstruktionsmechaniker/-in）、技術職では工業製図士（Technische Zeichner/-in:TZ）、商業系の事務員（Bürokaufmann/-kauffrau:BK）と工業事務員（Industriekaufmann/-frau:IK）にわたる。他に、同施設は高等教育の実習生も引き受けている。

訓練生数（表1参照）はAEGコンツェルンからの派遣生296人、ベルリンの各企業からの委託訓練生217人で、合計513人にもぼる。この超大規模訓練施設の生徒数を職種群別にみると、外部委託生の場合、電気技術系と金属系で全体の8割強、ほぼ1対1、残余の20%弱が製図士と事務員である。

(2) 訓練内容・訓練計画

図4からわかるように、各職種（群）とも、訓練期間は3年半が基本である。リンデの場合と同様に、当施設はおもに1年目の基礎訓練と2年目以降専門基礎訓練を分担し、2年目からは各企業

Ausbildungsablauf
Bildungszentrum Berlin

AEG SIGNUM

Gesellschaft für Berufsbildung
Training und Beratung mbH

表1. AEG/SIGNUMの1997年1月現在の訓練状況

訓練職種	所属	1年	2年	3年	4年	合計	センター内	企業内
工業職種 電気技術	委託生 コンツェルン	9 91	31 57	38 45	9 64	87 257	13 182	74 75
工業職種 金属	委託生 コンツェルン	26 電気含	46 電気含	19 電気含	4 電気含	95 電気含	24 電気含	71 電気含
技術職	委託生 コンツェルン	0 8	10 0	8 0	0 —	18 8	2 8	16 0
商業職	委託生 コンツェルン	1 13	9 9	4 5	3 —	17 27	2 2	15 25
実習生(高等教育)	委託生 コンツェルン					4	1	3
養成訓練生合計	委託生 コンツェルン	36 112	96 66	69 50	16 64	217 296	41 193	176 103
	合計	148	162	119	80	513	234	279

の訓練職場に訓練生を派遣する(戻す)。

コミュニケーションテヒニカー(KEFU)の場合に即して、彼らの具体的な訓練実施例をみてみよう(図5)。1996/97年度のKEFUの第3訓練年次生で、Bブロック週(1年52週をA、B、Cの3つにローテーション区分し、そのB週に訓練を受ける者)に訓練を受ける者はいずれも同じ会社(VFBB)の8名である。彼らは、AEG/SIGNUM教育センターでNF強電技術(TK3b)、HF・アンテナ技術(TK4)、送信・受信技術(TKa,b)を、いずれもF氏から一斉に教授される。しかし、専門実践訓練については、彼らは1人ないし2人で会社の訓練担当者(全部で9人)の職場を2から3週間サイクルで回る。それぞれ5つの職場を経験する。

片や、指導員の方は、つぎつぎに別のグループの訓練生を迎えることになる。F氏を含むAEG/SIGNUMの各部門指導員の年間スケジュール(1997/98年度の第2から4訓練年生担当分)は図6に示される。ちなみに、F氏は、第34週(8月のA週)には、4年次生のBグループ(4.Aj/B)の8人のコミュニケーションテヒニカートレーニング生(KEFU)に対して、HF・μC・PC技術(TK6)のa分野を指導する。

5. ベルリン工科大学(TU) 訓練センター

(1) 訓練職種・訓練生数

つぎに、ベルリン工科大付設訓練センターの訓練計画とその実践をみてみる。事業所としての大学も職業教育法により訓練席(訓練場所)を提供している。同センターはその両施設を含め、大学各所に数か所の訓練所を有する。訓練職種と訓練席は、行政専門職員(Verwaltungsfachangestellter/-angestellte: 年6席、期間3年半)、コミュニケーション事務専門職員(Fachangestellter/-angestellte für Bürokommunikation: 年6席、期間3年)、図書館司書補(Assistenz/-in an Bibliotheken: 年2席、期間2年)、製図士(Technischer Zeichner/Technische Zeichnerin: 機械・装置技術専門: 年5席、期間3年半)、化学実験助手(Chemicelaborant/-in: 年5席、期間3年半)、工業機械工(Industriemechaniker/-in: 装置・精密機械技術専門: 年12席、期間3年半)、コミュニケーション電気工(Kommunikation-

Durchlaufplan für die Betriebsausbildung 1996/97
Beruf: Kommunikationselektr. (KEFU) 3. Ausb.-Jahr Block B

AEG SIGNUM
Bildungszentrum Berlin
Bearb.: Hr. Philips
Tel.: (030) 34692-455

図5 AEG/SIGNUMのコミュニケーション電気工の訓練計画

図6. AEG/SIGNUM の指導員別訓練計画表

Belegungsplan 1997/98 Elektrotechnik 2. Aj. bis 4. Aj. 2年間の電気技術

部門担当者 Abteilung	August			September			Oktober			November			Dezember			Januar			Februar				
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C		
	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	1	2	3	
																				4	5	6	
																				7	8		
Hr. Gatz																							
Hr. Walinowski																							
Hr. L. Krause																							
Hr. Schuricke																							
Hr. Schuricke (ELMM)																							
Hr. Troschke																							
Hr. Fleig	8 KE FU TK6 a																						
Hr. Adler (Produktion)																							
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C		
	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	1	2	3	
																				4	5	6	
																				7	8		

Stand: 09.09.97

Beleg98.xls

図6. AEG/SIGNUM の指導員別訓練計画表

966-1		August		September		Oktober		November		Dezember		Januar	
		IMGF	TZ	IMGF	TZ	Ausbildungsjahr		IMGF	TZ	Ausbildungsjahr		IMGF	TZ
		1. 2.	3. 4.	1. 2.	3. 4.	1. 2.	3. 4.	1. 2.	3. 4.	1. 2.	3. 4.	1. 2.	3. 4.
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													

Neujahr
Tag der dt. Einheit

1. Weihnachtsfeiertag
2. Weihnachtsfeiertag

M 61
M 51
M 41
M 31

452

図7. ベルリンTU訓練所の訓練計画表

solektoroniker／-in: 情報技術専門: 年12席、期間3年半)、他に4職種、年6席という状況である。

筆者が訪問調査したのは、そのうち工業機械工・製図士養成所およびコミュニケーション電気工訓練所に対してである。同訓練所は、フランクリン街28-29番にある同大学の教育科学部(Fachbereich Erziehungswissenschaften)近くの、元工場賃貸物件である。訓練センターの上級センター長(Oberleiter, Rudolf Rapp氏)の統括下で、マイスターであるバーガー氏(Herr Berger)が当訓練所を管理する。このバーガー氏のもとで、工業機械工部門で4人、コミュニケーション電気工部門で5人、製図士部門で1人の、合計10人の有資格指導員(Ausbilder)が実際の「徒弟」訓練を担当している。

(2) 訓練内容・訓練計画

機械工部門と製図士部門は図7のように、同じ訓練スケジュール表のもとで訓練を進めている。リンデの場合と同じく、工業機械工の連邦訓練規則、ここではドイツ労働組合同盟編集の規定集¹¹⁾を使っていたが、それにもとづいて職種別、訓練年次別の訓練内容が定められている。たとえば、図7のように、装置・精密機械技術専門の工業機械工(表中のIMGF)の1年生の場合、訓練開始月の8月は6日、13日、15日、20日、27日、29日の6日間(週1日半12時間)は職業学校に通学し(学年ごと塗り込み部分、各年次生共通塗り込み部分は休日)、週3ないし4日(34時間)は当施設での訓練(1年次生と4年次生は全34時間、4年次生は半年のみ)および大学各研究室の工場(Institutswerkstätten)での専門訓練(2、3年次生各17時間)を受ける。

筆者が訪問見学した1996年9月10日(火曜日)は2、3年次生が職業学校通学のため訓練所にはみえず、機械工部門の1年次生が金属加工(ヤスリ掛け)の基礎訓練を受けていた。4年次生も1人、当施設で専門労働者修了試験¹²⁾の準備に取り組んでいた。

まとめ

本稿では、筆者のベルリンとミュンヘンでの若干の現地調査を通して、デュアルシステム職業教育および企業職業訓練の課程経営の実態を、連邦全体の制度規定と現場企業の計画・運営の実例とを対比させながら分析してみた。その結果、少なくとも以下のことが検証されたように思われる。

- (1) ドイツのデュアルシステム職業教育は、連邦職業教育法制と州学校法制の結合により強固にシステム化されている。その制度構造は、企業での職業訓練の部分からみた限りでも、訓練課程の計画化、職業・労働教育学の知識、能力をも有した有資格訓練担当者(責任者)の実践活動などによって補強されている。
- (2) デュアルシステムないし、教育訓練時間の量的割合という点からみてもその主要構成要素である企業職業訓練は、訓練要員や訓練キャパシティーの要因にも規定されて、職種別、学年(訓練年次)別、そして個人別に計画化され、運営されている。
- (3) 連邦法が示すように、企業の職業訓練は、訓練施設での職業基礎教育、専門基礎(共通)教育、職場での専門訓練(専門基礎教育の一部と職場内特別訓練職場での指導、通常職場の訓練担当への委託訓練)から成り立っている。とくに、通常職場での指導が教授学的に展開されるための具体的方策として、職業・労働教育学研究に基づくマニュアルが生かされ、詳細な各種の計画・指導表が

作成・使用されていることに注目される。このことは、青少年、生徒・学生の企業や各種施設での教授学的実践的学习の経験をさほど持たない我々には、示唆に富む。

[引用注]

- 1) 寺田盛紀「ドイツ連邦共和国の資格制度の構造と変容－専門労働者とマイスターの資格を中心にして－」『悠峰職業科学研究紀要』第6巻、1998年。1980年代に関する研究として田島壮幸「西ドイツの職業教育と職業資格」一橋大学研究年報『商学研究』第30号、1990年。
- 2) 寺田盛紀「ドイツ職業資格・職業教育におけるデュアル・システムの伝統と変容」『悠峰職業科学研究紀要』第5巻、1997年。佐々木英一「1970年代における西ドイツ職業教育訓練のデュアルシステムの動搖と持続」鹿児島大学教育学部紀要（教育科学編）第47巻、1996年。坂野慎二「職業教育とマイスター制度」天野正治他編『ドイツの教育』第15章、東新堂、1998年。
- 3) 久本憲夫「人材育成」日本労働研究機構『ドイツ企業の賃金と人材育成』1998年。
- 4) Rolf Arnold/Antonius Lipsmeier: Handbuch der Berufsbildung. Opladen 1995.
- 5) リプスマイヤーのものは Rolf Arnold ua. hrsg.: Weiterungen der Berufspädagogik, Von der Berufsbildungstheorie zur internationalen Berufsbildung. Stuttgart 1997. また、グライネルトのものは、Friedrich Schütte ua. hrsg.: Die Modernität des Unmodernen: Das 'deutsche System' der Berufsausbildung zwischen Kriese und Akzeptanz. Berlin 1998.
- 6) 同法の全体構造については W.-D.Greinert:Das deutsche System der Berufsausbildung; Geschichte, Organisation, Perspektiven. 2. Auflage Nomos Verlagsgesellschaft Baden-Baden 1995.、寺田監訳・佐々木・吉岡・坂野訳『ドイツ職業社会の伝統と変容－職業教育のドイツ的システムの歴史・組織・展望』晃洋書房、1998年「5.1.2 連邦共和国の職業教育法制」参照、法律全文は Bundesministerium für Bildung, Wissenschaft, Forschung und Technologie: Ausbildung und Beruf. 28. Auflage. Bonn 1995所収。
- 7) Andreas Schelten: Einführung in der Berufspädagogik. 2. durchgeschene und erweiterte Auflage 1994. S.33-34.
- 8) Rolf-Heinz Schaper ua.: Der Berufsausbilder; Die berufs-und arbeitspädagogischen Kenntnisse des Ausbilders. Vierte vollständig überarbeitete Auflage. Hamburg Feldhaus Verlag 1991.
- 9) Rolf Arnold, Antje Krämmer-Stürzl: Berufs- und Arbeitspädagogik. Leitfaden der Ausbildungspraxis in Produktions- und Dienstleistungsberufen. Berlin 1996.
- 10) Verordnung über die Berufsausbildung in den industriellen Metallberufen: Industriemechaniker/Industriemechanikerin mit Ausbildungsrahmenplan für die Fachrichtung Betriebstechnik vom 15. Januar 1987.
- 11) DGB Hrsg. Industriemechaniker Industriemechanikerin. Neuordnung der industriellen Metallberufe, Arbeitshilfe.)
- 12) 当施設の試験結果については、拙稿（1998年）、59-60頁参照。